

# 特殊詐欺対策電話機器等の 購入費を支援します



## ★ 補助対象者

1. 本町に居住し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者、  
又はその者の属する世帯の世帯員
2. 世帯全員の町税等に滞納がないこと
3. 特殊詐欺対策電話機等を購入していること

## ★ 補助額

購入費の2分の1以内（100円未満切捨て）、上限5,000円

## ★ 補助金申請

1. 補助金申請書 ※・町ホームページからダウンロード出来ます。  
・役場の総務課窓口にあります。
2. 領収書（品名、品番、購入者氏名等が記載され、販売者の領収印が押印されているもの）※原本添付
3. 購入した機器の機能が確認できる書類（カタログ又は説明書の写し等）
4. 銀行等の口座番号がわかるもの（通帳等）

※特殊詐欺電話機等を購入した日から1年以内に申請して下さい。

## ★ 特殊詐欺対策電話機等とは

特殊詐欺の被害を防止するために、次に掲げる機能のいずれかを有する固定電話又は、固定電話機に接続して用いる装置をいう。

- 自動で着信の相手方に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行う機能。
- 警察又は地方公共団体等が提供する迷惑電話番号情報を自動で登録し、かつ、その登録された電話番号からの着信を自動で拒否できる機能。

※ご不明な点は、お気軽にお問合せください。

連絡先：総務課消防防災交通係 0280-57-4112